

市販薬も用法を守って

春の訪れと共に冬ごも

りしていた生き物が目覚める頃となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

気温の変化も大きいこの季節は、風邪や花粉症などの症状で薬局の薬を購入される方も多く見られます。「薬局で買う薬」と、病院で処方される薬の違い」をご存じでしょ

うか？

病院で処方される薬は、医師の診察を受けた上で、症状に適した薬剤・用量を患者に合わせて医師が処方するものです。これを「医療用医薬品」と呼びます。

対して「薬局で買う薬」は「一般用医薬品」や「市販薬」と呼ばれます。薬局やドラッグストアで薬剤師や登録販売者のアドバイスを受けた上で、購入する人が自らの判断で選ぶものです。そのため市販薬は多くの人が幅広く使用することを前提として製造、販売されます。安全性が高いとされる有効成分を配合した薬が多

く、一般的に医療用医薬品よりも含まれる成分量が少なく、作用が穏やかなものが多いとされます。

医薬品の販売は「薬機法」という法律で規制されており、市販薬はその



効果や副作用やリスクの高さで分類されています。

さらにその分類によって、販売時の陳列や販売方法、薬剤師などの情報提供の仕方が決められており、特にリスクが高い

要指導医薬品と第1類医薬品は、文書による情報提供を行った上で必ず薬剤師が販売しなければなりません。

お店は開いているけれど「薬剤師が居ないから売れません」と一部の薬の販売を断られるのはこの理由からです。また市販薬でも副作用があるため、使用する際には説明書（添付文書）をよく読み、用法・用量を守って使用し、気になる症状がみられる場合は医師や薬剤師に相談してください。

（薬剤師 西 美香）

薬
西 美香

[112]

大阪地区薬剤師会